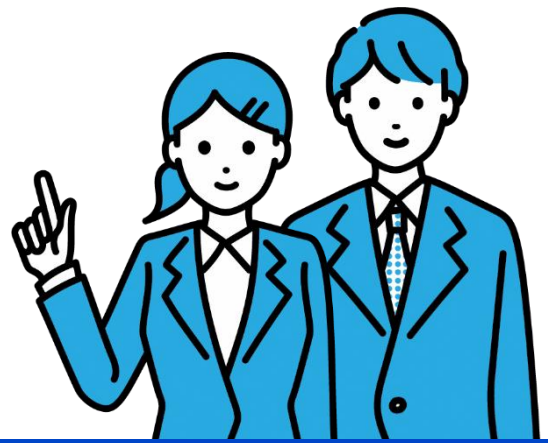


調整給付金

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

のご案内

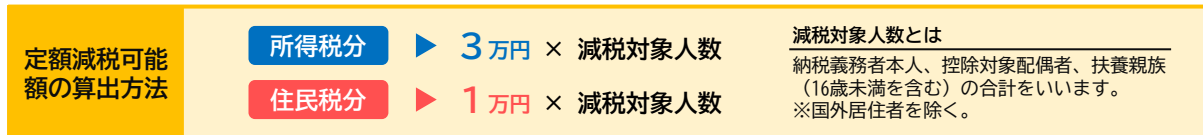
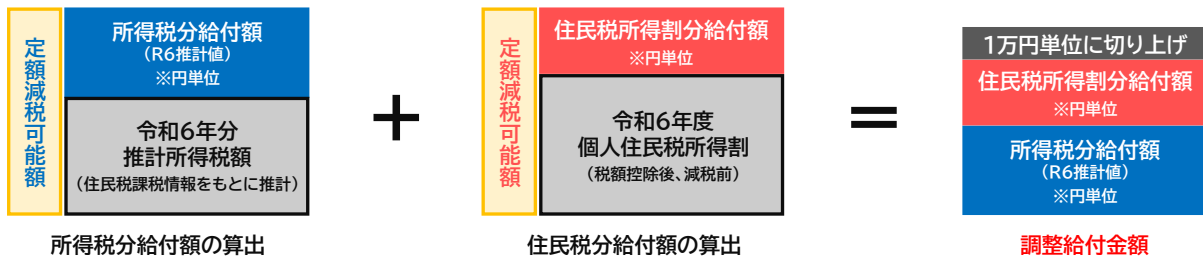


● 「調整給付金」とは

調整給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税県民税（以下、住民税といいます。）において、定額減税しきれない方への給付金です。

所得税・個人住民税それぞれにおいて、定額減税しきれない額（調整給付額）を算出し、合算の後、1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。（下図のイメージ）

なお、令和6年分所得税については年末にならないと確定しないため、給付額については、令和6年度（令和5年分）個人住民税課税情報を使用した推計値に基づき、給付額が算定されます。



- ※ 「令和6年分推計所得税額」及び「令和6年度個人住民税所得割額（減税前）」がいずれも0円の場合は本給付の対象とはなりません。
- ※ 「令和6年分推計所得税額」は、令和6年度（令和5年分）個人住民税課税情報をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された推計所得税額です。そのため、確定申告書や源泉徴収票の令和5年分所得税額と一致しない場合があります。
- ※ 令和6年分所得税額が確定し、給付不足がある場合は、令和7年度以降に追加給付予定です。

● 支給対象者

以下の2つの要件をいずれも満たす方が対象です。

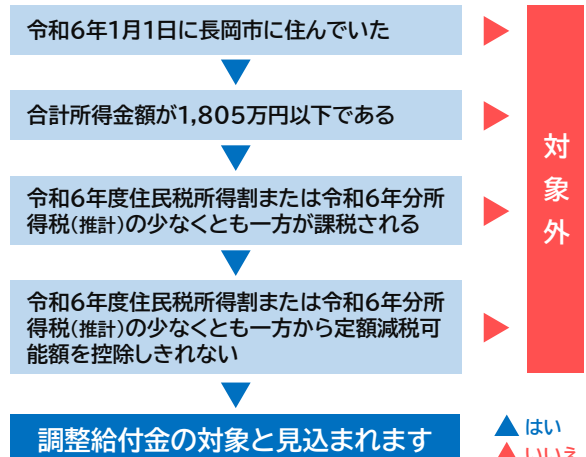
1. 令和6年分所得税（令和6年度住民税課税情報をもとに推計した所得税額）が課税される見込みの方、または、長岡市から令和6年度個人住民税所得割が課税されている方
2. 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）方

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

また、本給付金は世帯単位ではなく、納税義務者（個人）への給付となります。

※令和6年1月2日以降に対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。

ただし、確認書の返送等、手続きを行った後に死亡した場合は、相続の対象となる場合があります。



振り込め詐欺 や 個人情報の詐取 にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



● 支給金額

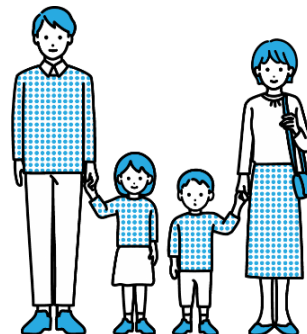
個々の課税状況によって、支給金額は異なります。算出方法は、以下のとおりです。

以下、①と②を合計し、1万円単位に切り上げた額 ※下記の税額等はいずれも減税前

- ① 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額（マイナスの場合は0）
- ② 個人住民税分定額減税可能額 - 令和6年度個人住民税所得割額（マイナスの場合は0）

<例> 4人家族で、うち1人が所得税（推計）3万2千円・住民税所得割2万3千円（減税前）の納税者の場合

	定額減税可能額		税額		調整給付額
所得税分	120,000円	-	32,000円	=	① 88,000円
住民税分	40,000円	-	23,000円	=	② 17,000円
調整給付額	① + ② → 1万円単位に切り上げ				⇒ 110,000円



⇒ それぞれの定額減税可能額から、推計所得税額及び住民税所得割額を差し引きます。
・ いずれも（減税可能額 > 税額）であるため、**定額減税しきれない所得税分の88,000円と、住民税分17,000円の計105,000円を、1万円単位に切り上げた110,000円が調整給付金として支払われます。**

※所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。

● 手続き方法

対象者には、長岡市から8月上旬以降に、下記いずれかのご案内をお送りします。

1. 支給の「お知らせ」（プッシュ式による支給）

原則手続きは不要です。下記の対象者・口座に振り込まれます。

受給口座の変更または受給を拒否する場合は、お知らせに記載されている二次元コードからオンラインで手続きできます。オンラインでの手続きが困難な場合は、下記コールセンターまでご連絡ください。

- 対象者：①公金受取口座の登録がある人
②長岡市が支給している児童手当を受給するための口座情報を把握できた人
- 支給口座：①公金受取口座（①の登録が無い場合は②の児童手当受給口座）

スマホでも手続きできます！

ご案内に記載してある二次元コードを読み込み、スマートフォンやPCから手続きができます。

2. 支給要件「確認書」

手続きが必要です。確認書に記載されている二次元コードからオンラインで手続きができます。

オンラインでの手続きが困難な場合は、お送りした確認書に必要事項を記入し、必要書類と併せて返送してください。

対象者：上段「1. 支給の「お知らせ」（プッシュ式による支給）」の対象とならなかった人

支給時期：市が確認書を受理してから概ね4週間後

提出期限：令和6年10月31日（木）当日消印有効

※原則、書類の不備等についても期限内に再提出が必要です。※オンライン申請の場合は、期限までに送信を完了してください。

● お問い合わせ先

長岡市給付金専用コールセンター

【受付時間】 8:30~17:15（平日のみ）

☎ 0258-39-2347



調整給付金については、令和5年分や6年分の所得状況、個々の課税状況により算定結果が様々ですので、個別の具体的なお問い合わせ（対象か否か・支給金額・課税内容による有利不利など）にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

調整給付金について
（長岡市HP）

英語(えいご)・中国語(ちゅうごくご)・やさしい日本語(にほんご)のチラシを見(み)たい人(ひと)は、上(うえ)の二次元(にじげん)コードから長岡市(ながおかし)のホームページを見(み)てください。
For multilingual information (in Chinese, English, and easy Japanese), you can check the Nagaoka City website on the right.
如果您想查看外语资料, 请扫描此二维码访问长冈市官方网站。